内閣衆質一六七第一九号

平成十九年八月三十一日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員長妻昭君提出安倍総理大臣の「消えた年金」 問題に関する発言等に関する質問に対し、 別紙答

弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出安倍総理大臣の 「消えた年金」 問題に関する発言等に関する質問に対する答

弁書

一について

御指摘の発言については、政治家個人として行われたものと承知しており、政府としてお答えする立場

にない。

一の1及び2について

御指摘 の安倍内閣総理大臣の指示については、 本年二月十四日に衆議院厚生労働委員長に対し、 国民

年金 ・厚生年金の納付した保険料の記録が消滅する事案等に関する予備的調査 (松本剛明君外四十二名提

出 平成十八年衆予調第四号)についての報告書」が提出され、 社会保険オンラインシステムによって管

理している基礎年金番号が付されていない又は基礎年金番号に統合されていない年金手帳記号番号に係る

記録 (以下「未統合の記録」という。)が約五千万件あることが報告され、この報告について、実態を詳

しく精査するよう、厚生労働省に対して行われたものである。

社会保険庁においては、 年金記録の問題について、 年金記録の相談の状況及び結果から実態の把握に努

\_

めるとともに、本年五月十一日に、 年齢階層別の未統合の記録のデータを公表したところである。

精査する項目等について詳細を検討中であるため、 について聴取が行われ、その内容はまだ十分検証できていないとの回答があったところであるが、これは、 による社会保険業務センター視察において、社会保険庁長官等に対し、約五千万件の未統合の記録 本年七月二十五日の第一回年金業務・社会保険庁監視等委員会及び同月二十六日の同委員会委員 具体的な作業については準備中であるという趣旨で回 の精査

## 一の3について

答したものである。

工程の中に盛り込まれるものであり、意見具申及び勧告においては明示していない。 閣総理大臣の指示にかんがみて、 いて詳細な作業工程を示すことを求めたものである。お尋ねの精査の具体的な項目については、その作業 御指摘の意見具申及びそれを踏まえた総務大臣の厚生労働大臣に対する勧告は、 社会保険庁の対応が十分でないとの認識に至ったため、 厚生労働省に対する内 厚生労働 省にお

# 二の4について

社会保険庁においては、 本年七月五日に年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会において取りまと

めた 環として約五千万件の未統合の記録についての精査を行う旨を明らかにしたところであり、 「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」に基づき作業を進める一 「隠蔽 体質」

及び 「かば い続ける」との御指摘は当たらな

なお、 村瀬社会保険庁長官は、 日本年金機構法 (平成十九年法律第百九号) の成立等により、 社会保険

庁改革に一定の道筋が示されたことを契機に、 本年八月三十一日付けで退官したところである。

#### 三について

社会保険庁及びその所管する独立行政法人と株式会社損害保険ジャパン及びその子会社 。 以 下 「損害保

険ジャパン等」という。)との間には、 取引関係はなく、 また同庁が所管する公益法人と損害保険ジャパ

ン等との間には、 自動車保険契約等が存在している。 また、 同庁においては、 平成十九年八月一日現在に

お いて、 株式会社損害保険ジャパンより三名を非常勤職員として配置している。

### 四について

社会保険庁職員による年金保険料の着服及び年金給付金の不正受領に係る事案のうち未公表となってい

るもの、 市町村職員等による年金保険料の着服に係る事案のうち未公表となっているもの並びに会計検査

院法 (昭和二十二年法律第七十三号) 第二十七条に基づく報告を行っていなかった事案について、 現在調

査中であり、現時点でお答えすることは困難である。

## 五について

お尋ねについては、 昨年八月から社会保険庁において実施している年金記録相談の特別強化体制におい

て受けた相談の中で、 本年三月末までの事例として把握できたものについて、一か月以内に公表できるよ

う努めてまいりたい。

#### 六について

社会保険事務所における被保険者記録が記されたマイクロフィルム及び紙台帳の保管状況並びに市町村

が保有する国民年金被保険者名簿の保管状況については、 社会保険庁のホームページにおいて本年八月二

十三日現在の状況を掲載しているところである。

また、社会保険庁のマイクロフィルム記録や市町村が保有する国民年金被保険者名簿等の記録と、

保険オンラインシステムにおいて管理する記録の突合せ作業を計画的に実施し、その進捗状況を半年ご

とに公表することとしているところであるが、 現在、 その実施に当たっての具体的な手法等について検討

しているところであり、 現時点では、 お尋ねの「人・モノ・カネ」 等についてお答えすること及びお答え

できる時期を示すことは困難である。

## 七について

年金記録問題検証委員会(以下「検証委員会」という。)は、 その判断により、社会保険庁に対して検

証に必要と考えられる資料の要求を行っているところであるが、 資料要求の項目など、検証委員会におけ

る調査・検証 の進め方の詳細については、 検証委員会の性質上、 その事務の適正な遂行に支障を及ぼすお

それがある等の理由から、お示しすることはできない。

# 八の1について

厚生年金基金を脱退したことにより企業年金連合会に移換された納付記録のうち、 厚生年金基金の加入

期間が十五年未満の件数については、 平成十八年度末で約二千六百二十一万四千件となってい

厚生年金基金が解散したことにより企業年金連合会に移換された納付記録の件数については、平

成十七年度末で約二百二十二万八千件となっている。

# 八の2及び3について

齢以後において、個人の選択により、裁定の請求を行わない場合や厚生年金の裁定が行われていないため、 において裁定の請求が行われていない原因としては、 金連合会が支給する年金たる給付は、 御指摘 0 「請求漏れ」 の意味するところが明らかでないため、 老齢厚生年 金の一 単に請求を忘れている場合のほか、 部を代行するものであり、 お答えすることは困難であるが、 受給が可能な年齢 受給が可 能な年 以後

裁定の請求を行っていない場合なども含まれていると考えられる。

ぞれ社会保険庁から住所情報などの提供を受けていない者に対し、 後の裁定の請求を促す観点から、 該受給権者に対し裁定請求書を送付している。 報など必要な情報を企業年金連合会に対し提供しており、 社会保険庁においては、 厚生年金基金加入員期間を有する受給権者に係る裁定を行った場合は、 五十九歳十一か月に到達した者又は六十五歳に到達した者のうち、 さらに、 企業年金連合会においては、 これを受けて、 裁定請求書を送付している。 企業年金連合会においては、 受給が可能 な年齢以 住所情 それ 当

## 八の4について

権者に係る裁定を行った場合は、 八の2及び3についてで述べたとおり、社会保険庁においては、厚生年金基金加入員期間を有する受給 住所情報など必要な情報を企業年金連合会に対し提供している。

尋 すべての裁定請求書のうち、返戻されたものの割合は約十九パーセントである。 に も様 ねについて、 企業年金連合会が郵送する裁定請求書については、 々なものがあり、 現時点でお答えすることは困難である。 あて先不明で返却された割合についてはそれを区別して集計してい 五十九歳十一か月に到達した者に郵送するもの以外 なお、 平成十八年度に企業年金連合会が送付した な 4 ため、 お

九の1及び2について

請 の間、 出 ることなく運用指図を行っている場合などが含まれていると考えられる。 御指摘 求が行われていない原因としては、 年金における老齢給付金については、 受給を開始することなく運用指図を行うことが可能であり、 0 「請求漏 れ の意味するところが明らかでないため、 単に請求を忘れている場合のほか、 受給が可能な年齢以後において、 お答えすることは困難であるが、 受給が可能な年齢以後にお 個 個人の選択により、 人の選択により受給を開始す 7 七十歳まで て裁定の 確定拠

す観点から、 このため 受給が可能となる年齢に到達する前等に、 確定拠出年金の記録関連運営管理機関においては、 加入者等に対し、 受給が可能な年齢以後の裁定の請求を促 裁定請求の手続に関するお知ら

せを送付している。